

事業計画

基本方針

我が国においては、少子高齢化が急速に進展し、特に超高齢社会が著しく、65歳以上の人口は、3,296万人（2014年9月15日推計）に到達し、総人口の高齢者割合は25.9%に達し、前年度より111万人増となっております。これは、いわゆる「団塊の世代」（昭和22年～24年の第1次ベビーブーム期に出生した世代）のうち昭和24年生まれが新たに65歳に達したことによるものと考えられます。

こうした中であって、意欲と能力のある高齢者が地域社会で活躍し、生き甲斐をもって日々をすごしていくための環境づくりを行っていく必要があります。このことから、今後更に増え続ける就労等を希望する高齢者の受け皿となるシルバー人材センターの存在意義が一層重要となってまいります。そのためにも地域社会の様々なニーズに応えられるよう培った知識や経験を活かし就業機会の拡大を図るとともに、またより一層、安全就業・適正就業へも取組んで健全な運営に努めてまいります。

事業活動の取り組み

(1) 普及啓発活動と会員増強の推進

センター事業に対する理解を深めていただけるよう町広報紙への掲載及びホームページの公開、また、町内全戸にセンターの仕事内容や会員の入会推進のチラシ配布を行い就業機会の拡大はもとより会員意識の高揚はじめ効果的な広報活動に努めます。又、会員一人ひとりが仲間を増やすワンプラスワン運動等により会員の確保に努めます。

(2) 就業機会の確保・拡大

会員一人ひとりの積極的な就業開拓活動として、会員に対しシルバー理念の周知徹底や情報交換を図り会員の就業開拓意識を高揚するとともに会員の就業活動への自主的・積極的な参加を促進します。

(3) 安全就業及び適正就業

安全・適正就業はシルバー人材センターの事業の中核となるいわば「憲章」となる重要課題であることから、「安全就業規準」に基づいた適正就

業を図るため会員が安心して就業できるような環境づくりに努め、また、現在受注し就業している就業実態、特に就業時間が基準を超しているかどうかの検証並びに改善を行い安全・適正就業に努めます。

安全就業については、安全就業講習会を開催し、安全就業の意識付けを図り、作業中の事故防止対策としてヘルメット・安全ベスト・保護メガネ・安全帯の補助具等の着用の徹底を図ります。また、安全衛生委員会のメンバーによるパトロールの強化を図り事故防止に努めます。

請負・委任になじまない仕事については、有料職業紹介事業やシルバー派遣事業を推進し、雇用の促進に努めます。

(4) 技能講習会等の実施

会員の技能向上を図り、就業機会の拡大に繋がるよう技能講習会を開催いたします。

(5) ボランティア活動への参加

会員が町や地域の活動に積極的に参加すると共に「全国一斉シルバー奉仕活動の日」にも積極的に参加の呼びかけを行います。